



# なら こじかつうしん

こんんなな じれいも かいけつ



## 悪質な羽毛布団リフォーム業者に注意!!

⚠️ 詐欺被害が県内で相次いで発生しています!!

昨年11月、奈良市在住の女性の自宅などを訪れ、布団の点検をするふりをして羽毛をばらまき、修理が必要と嘘をついて、修理代金を支払わせる契約を締結させようとしたとして、特商法違反（不実の告知、書面不交付）などの疑いで、布団リフォーム業の男らが逮捕された。

県警によると、同様の被害に遭ったとの相談が、北陸や近畿地方など9府県で、計70件以上あるという。

奈良新聞(2023年1月31日)掲載



県内の弁護士の有志らが「布団リフォーム被害対策弁護団」を結成

「被害者の親族や支援者の方でも結構なので、気軽に相談してほしい」と呼びかけた。

🌿 問い合わせ 🌿

やすらぎ法律事務所

☎️ 0742-24-2003



## 🖋️ トラブルに遭わないためのポイント!!



- ☑️ 必要のない訪問はきっぱりと断り、販売業者をむやみに家の中に入れない!!
- ☑️ 優しい口調で話しかけられたり安心感を与える言い方でも惑わされず拒否することが大切!!
- ☑️ 家族などに認知症の人や高齢者がいる場合は連絡をとって日頃からトラブルに巻き込まれていないか確認する!!
- ☑️ 契約しても、クーリング・オフや契約の取消しができる場合があるので、一人で悩まず消費生活センターに相談する!!



困ったな、どうしたらいいのかなと思ったら  
消費者ホットライン ☎️188まで



奈良県消費生活センター

〒630-8122

奈良市三条本町8-1

シルキア奈良2F

☎️0742-36-0931



消費者  
ホットライン  
☎️188

全国共通のナビダイヤル

奈良県消費生活センター

中南和相談所

〒635-0085

大和高田市片塩町12-5

大和高田市市民交流センター3F

☎️0745-22-0931

# みんなで防ごう高齢者の事故!! 冬に多い入浴中の事故!!

**!** 急な血圧の変動が、溺水事故につながります!!

## 血圧に影響する原因

- ・急激な寒暖差
- ・風呂の水位
- ・食後、飲酒後
- ・医薬品の副作用
- ・急に立ち上がる

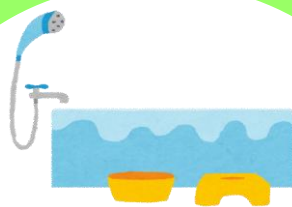
寒い冬は  
特に注意!!



## 入浴中の溺水事故を防ぐために...



脱衣所は暖めておく



浴槽からは  
ゆっくり立ち上がる



食後・飲酒後は  
入浴禁止



今からお風呂に  
入るよ!

入浴前に家族に一声  
掛けておく



大丈夫?

高齢者の入浴中は  
注意しておく

- ・入浴時間が長い
- ・全く音がしない
- ・大きな音がした

消費者庁「みんなで防ごう高齢者の事故」より



## 消費者カクイズ



1. 全国の消費生活センターにおいて、インターネット通販で「注文した商品が届かない」「届いた商品が偽物だった」などの“偽サイト”に関する相談件数の推移は次のうちどれ?

(国民生活センター2023年1月30日公表)

- A. 前年度の約半分に減っている
- B. 前年度とほぼ同じ
- C. 前年度より約2倍増えている

2. SNSについての説明で正しいものはどれ?

- A. SNSで情報を発信するときは、デマや悪意のある誹謗中傷ではないか等十分にチェックする
- B. SNSは多くの利用者がいるので正確な情報が得られる
- C. SNSで知り合った人とトラブルに遭ったらSNSの運営会社が責任を負ってくれるので安心だ

SNSとは・・・ソーシャルネットワーキングサービスの略 (Social Networking Service) ツイッター、フェイスブック、ライン、インスタグラム等。登録または招待によって始められるインターネット上の交流サイト。

3. クーリング・オフについての説明で正しいものはどれ?

- A. 訪問した業者に布団のリフォーム依頼した。布団を購入したわけではないのでクーリング・オフはできない
- B. クーリング・オフをした商品を引き取ってもらう時の返送料は業者の負担でよい
- C. ネットで見つけた業者に電話をかけネットで見つけた業者に布団のリフォームを依頼した。家まで布団を引き取りに来てもらったので、クーリング・オフできる



# 消費者の目



奈良県消費生活センターでは「消費者の目」として毎月第1火曜日の奈良新聞(朝刊)に消費者に気を付けてほしい消費者トラブルや役に立つ情報を掲載しています。

## 「ロマンス投資詐欺」に注意してください!!



【問】 SNSで知り合った外国人の異性とメッセージアプリで親しくやり取りをしていた。その相手から「自分は暗号資産で儲けている」という話があり、暗号資産での投資を勧められた。最初は断っていたが、「愛してる」と告げられ、言われるがままに海外の取引所に口座を開き総額300万円送金した。それを元手に500万円の利益が出たが、昨日相手から「相場が下がってきたので出金した方がよい。出金には100万円の税金がかかるので振り込んでほしい。」と言われた。これ以上お金がない。詐欺だろうか。  
(50歳代男性)

「ロマンス投資詐欺」は、次のような流れで被害が発生しています!!

① 出会い系サイトやマッチングアプリ等でマッチングが成立

② 実際に会う前に、無料通話アプリでやり取りをしないかと持ち掛けられる

③ マッチングの相手から、投資サイトを案内され、投資を勧められる

④ マッチングの相手から、投資用資金の送金を指示される

⑤ 初めは少額からの投資を勧められ、投資サイト上では利益が出る

⑥ マッチングの相手から、さらに高額な投資をするよう勧められ、送金する

⑦ 出金しようとする、さまざまな名目で送金を要求され、結局出金できない

⑧ マッチングの相手、投資サイト運営事業者と連絡が取れなくなり、返金されない



【回答】

この相談は、SNSなどで知り合い、相手に一度も会わないまま、実態の分からない暗号資産の海外サイトを紹介され投資したが、出金できず、多額の金をだまし取られる「ロマンス投資詐欺」の手口で詐欺に遭った事例です。残念ながら、このようなケースは、振り込んだお金を取り戻すことは極めて困難です。

### 「ロマンス投資詐欺」の特徴

- ・ 対面することや、電話で会話することを嫌がる。
- ・ 無料通話アプリだけでやりとりしようとする。
- ・ 「愛してる」「結婚しよう」といった恋愛感情を抱かせる言葉を使って相手の気を引こうとする。
- ・ 実際に会う前から、お金の話をしたり投資を持ちかけてくる。

詐欺にあわないために・・・  
投資を勧められたら、きっぱりと断りましょう!!



奈良新聞(2023年2月7日)掲載

少しでも怪しいと思ったら次のステップに進まず、早い段階で、消費者ホットライン「☎ 188(いやや!)」など周囲に相談しましょう!!



くらしの  
危険!!

子どもを抱っこして自転車に乗ることは危険です!!  
一転倒や転落により子どもが頭部に重篤なけがをすることも一

**!** 抱っこして自転車に同乗させた子どもがけがをした事故が起きています!!

**【ケース1:転倒】**



保護者は、抱っこひもに子どもを対面抱っこで自転車で走行中に転倒。地面はコンクリート。子どもは、右頭部を打撲、頭蓋骨骨折で7日間入院となった。  
(7ヶ月男児)

**【ケース2:転倒】**



子どもに厚手の洋服を着せていたため、少し抱っこひもを緩めて自転車を走行。段差でバランスを崩し、子どもが抱っこひもの横から転落。頭頂骨骨折、硬膜外血腫、鎖骨骨折があり集中治療室に入院した。  
(5ヶ月女児)

**!** 子どもをおんぶして安全に自転車に同乗させることは困難です!!

子どもを自転車に同乗させるには、幼児用座席を使用するか、おんぶしなければならず、抱っこして同乗させることは道路交通関係法令にも違反します。おんぶできる首すわり後でも、1歳未満の子どもを対象とした自転車用ヘルメットは市販されておらず、安全に同乗させることは困難です。自転車乗車時のおんぶを禁止している抱っこひもや自転車もあります。取扱説明書をよく確認して正しく使いましょう。

幼児用座席を使用可能な年齢に達した子どもには、ヘルメットを着用させ、幼児用座席を使用し同乗させるようにしましょう!!



国民生活センター くらしの危険 NO.371より



**消費者カクイズの答えと解説**



1・ A × B × C ○

“偽サイト”の被害は増加しています。偽サイトの手口は、大幅な値引きをうたうSNSやネット広告から偽サイトに誘導しクレジットカードの情報や、金銭を取ったりします。偽サイトの特徴を知り、少しでも怪しいと感じたら注文しないようにしましょう。

2・ A ○ B × C ×

SNSは多くの方が利用しています。中にはデマ等不確かな情報も流れてきます。すべてをうのみにしないで冷静に判断するよう心がけましょう。SNS運営会社の利用規約では、SNSがきっかけでトラブルが発生しても責任を負わないとしていることがほとんどです。あくまで“自己責任”で利用していることを理解しましょう。

3・ A × B ○ C ×

訪問販売では布団のリフォームのようなサービスの契約もクーリング・オフできます。ただし、Cのように消費者が事業者に来訪を依頼して取引した場合はクーリング・オフはできません。商品を返送する場合の送料は業者負担となるので着払いで返送できます。(特定商取引に関する法律より)

発行:奈良県消費生活センター

〒630-8122 奈良市三条本町8番1号 シルキア奈良2階

Tel 0742-32-0621 / Fax 0742-32-2686

ホームページ <https://www3.pref.nara.jp/syuhiseikatsucenter/>

なら こじかつうしん 3月号 (2023年2月25日発行)



奈良県消費生活センター  
マスコット しっかりくん



ホームページ